

私第1036-45号  
平成27年5月29日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園（認定こども園）長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたので、お知らせします。これらの改正等の趣旨、概要及び留意事項を十分に御承知の上、適切に対応くださいますようお願いいたします。なお、小・中学校、幼稚園（認定こども園）及び専修学校・各種学校に対しましては参考送付です。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

（お問い合わせ先）

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 小谷（06-6941-0351 内線 4817）

幼稚園振興グループ 三林（ ” 内線 4815）

専各振興グループ 六田（ ” 内線 4862）